

【1991年1月23日】老人保健制度の改正について（諮問書、要綱）

老人保健審議会

平成3年1月23日

老人保健審議会

会長 小山 路男 殿

厚生大臣 下条 進一郎

諮問書

別添要綱のとおり、老人保健制度の改正について、老人保健法（昭和57年法律第80号）第7条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

老人保健制度の改正案要綱

第一 改正の趣旨

高齢社会に向けて、介護体制の充実を図るため、各般の介護対策の推進に合わせて、老人保健の分野においても、老人訪問看護制度の創設等を行うとともに、老人保健制度の長期的安定を図るため、介護に着目した公型の負担割合の引上げ、一部負担の改定その他所要の改正を行うものであること。

第二 老人訪問看護制度に関する事項

在宅の心身の機能の低下した状態にある老人に対する総合的なケアの体制を整備するため、市町村長は、在宅の老人が老人訪問看護機関の看護婦等から看護サービスを受けたときは、老人訪問看護療養費を支給すること。

（1）「老人訪問看護機関」とは、医師が必要と認めた在宅の心身の機能の低下した状態にある老人医療受給対象者に対し、看護婦等を訪問させて行われる療養上の世話又は診療の補助を提供する事業を行う者であって都道府県知事の指定を受けたものをいうこと。

（2）都道府県知事は、申請者が地域の医療関係団体（医師会、看護協会等）、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生大臣の定める者であって、厚生大臣の定める人員及び運営の基準に従って適正に老人訪問看護を提供することができる

と認められるときに、指定を行うことができること。

- (3) 老人訪問看護機関は、厚生大臣があらかじめ必要な事項につき老人保健審議会又は中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定める運営の基準を遵守しなければならないこと。
- (4) 老人訪問看護療養費の額は、老人訪問看護に要する平均的な費用の額等を基礎として、厚生大臣が、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定める基準により算定した額とすること。訪問看護を受けた者は、老人訪問看護機関に対して利用料を支払うものとする。
- (5) 市町村長は、老人訪問看護療養費について、老人医療受給対象者に代わり、老人訪問看護機関に対し支払うことができるものとする。

第三 国及び地方公共団体の負担に関する事項

老人医療の費用負担について、介護に着目して公費負担の割合を次のように引き上げること。

なお、国・都道府県・市町村間の負担割合は現行と同様とすること。

- (1) 老人保健施設療養費 三割 五割
- (2) 特例許可老人病院のうち、老人の心身の特性に応じ、適切な看護介護が行われる病棟として政令で定める基準に適合するものにおいて行われる入院に係る医療等に要する費用 三割 五割

第四 一部負担に関する事項

世代間の負担の公平を図るため、老人医療費に占める一部負担の動向、老人保健施設入所者等の負担を勘案して、一部負担について、次のように改定すること。

- (1) 外来 一月 八〇〇円 一、〇〇〇円
 入院 一日 四〇〇円 八〇〇円
- (2) 老人医療費に占める一部負担金の割合が一定水準に維持されるよう、一部負担金の額の改定については、一件当たり外来医療費及び一日当たり入院医療費の変動率に応じ、十円を単位として政令で改定するものとする。この場合においては、老人保健審議会の意見を聴くものとする。

第五 その他の事項

- 1 国は、老人の心身の特性に応じた医療及び看護・介護の方法の開発研究並びに日常生活上の便宜や機能訓練のための用具の研究開発の推進に努めなければならない旨を規定すること。老人福祉法においても同様の趣旨の規定を設けること。
- 2 当分の間、老人医療受給対象者以外の者であっても初老期痴呆により家庭での介護が困難な痴呆の状態にある者については、その処遇に適した老人保健施設を利用でき

るものとし、その費用について、健康保険等において老人保健施設療養型と同額の療養費を支給できる旨健康保険法等に規定すること。

- 3 老人の心身の特性に応じた適切な医療が行われるよう、医療の内容の評価方法、このような医療にふさわしい、包括的な評価を含む医療に要する費用の算定の在り方、病院において行われらわゆる付添看護等の在り方についての検討等に関する規定を設けること。
- 4 その他所要の改正を行うこと。

第六 施行期日

- (1) 第三の公費負担の拡大及び第四の一部負担の改定は、平成三年七月一日から施行すること。
- (2) 第二の老人訪問看護制度及び第五の 2 の老人保健施設の利用者の拡大は、平成四年一月一日から施行すること。
- (3)(1) 及び(2) 以外については、公布の日から施行すること。

老人訪問看護制度の創設

1 趣旨

在宅の老人に対する総合的なケアの支援の体制を整備するため、新たに地域に設置された訪問看護を実施する機関(「訪問看護ステーション」)から医学的管理下における介護に重点をおいた訪問看護を受けた場合に老人訪問看護療養費を支給する制度を、老人保健法上の事業として創設する。

これにより、在宅の老人が訪問看護を受ける機会が拡大し、地域における保健・医療・福祉の連携に基づく生活の質に配慮した在宅医療の推進が図られる。

2 対象者・訪問看護の実施

在宅の心身の機能の低下した状態にある老人医療受給対象者に対して、かかりつけの医師の指示に基づいて、看護婦等が訪問し、介護に重点をおいた訪問看護サービスを提供する。

3 訪問看護の実施機関

- ・ 訪問看護は、一定の基準により、都道府県知事の指定を受けた者が実施する。
- ・ 訪問看護を実施する機関の例...地域の医師会、看護協会、市町村、医療法人、社会福祉法人等の設置する訪問看護ステーション

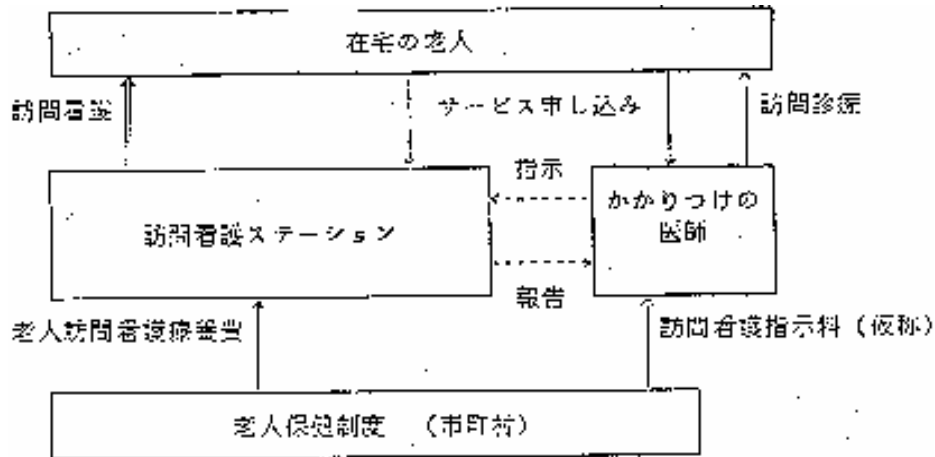
4 老人訪問看護療養費の支給方法等

- ・ 訪問看護ステーションは、市町村から老人訪問看護療養費の支払いを受け、訪問

看護を受ける者から利用料の支払いを受ける。

- ・ 医師の訪問看護ステーションに対する指示については、診療報酬において指示料を支払う。

(参考)



公費負担拡大の対象となる施設

老人保健の分野における喫緊の課題である介護の重要性に鑑み、老人の介護の体制の整った以下の施設においては、その入院医療等に要する費用の割合を現状の3割から5割に引き上げることとする。

1. 老人保健施設

老人保健法第46条の6の規定に基づき都道府県知事の許可を受けた施設(「老人保健施設」)。

2. 特例許可老人病院の特例許可病棟

医療法第21条但書の規定に基づき老人慢性疾患の患者を収容する病院として都道府県知事の許可を受けた病院(「特例許可老人病院」)のうち、当該許可に係る病棟であって次の要件を満たすもの。

(1) 基準看護承認病棟

- ・ 老人特例一類
- ・ 老人特例二類
- ・ 一般基準看護

(2) 特例許可老人病院入院医療管理承認病棟

看護・介護に重点を置いた医療の提供が確保されるよう一定数以上の介護職員の配置を条件とする入院医療管理料の算定について都道府県知事の承認を受けた病棟。

一部負担額の改定の方法

1. 趣旨 老人医療費に占める患者一部負担金の割合を一定水準に維持する。

2. 方法

(1) 外来の場合...老人の一件あたり外来医療費額の変動率(伸び率)を指標にして、一部負担額を改定する。

(2) 入院の場合...老人の一日あたり入院医療費額の変動率(伸び率)を指標にして、一部負担額を改定する。

(例: 外来の場合)

ア. 当初(平成4年度の改定についての検討を行う場合)

1000円×前年度(平成2年度)老人一件あたり外来医療費の伸び率 = 翌年度(平成4年度)改定予定額
10円以上変動する場合、翌年度当初から改定(端数は切り捨てる)。

イ. 次回以降

直近の改定予定額×前年度老人一件あたり外来医療費の伸び率 = 翌年度改定予定額
10円以上変動する場合、翌年度当初から改定(端数は切り捨てる)。

(注) 前年度老人一件あたり外来医療費の伸び率 =

$$\frac{(\text{前年度老人一件あたり外来医療費})}{(\text{前々年度老人一件あたり外来医療費})}$$

入院の場合についても同様

老人保健施設の入所対象者に初老期痴呆患者を追加

1 趣旨

現在、老人保健施設への入所ができない65歳未満の初老期痴呆(アルツハイマー病及びピック病)により、家庭での介護が困難な痴呆の状態にある者についてその処遇にふさわしい老人保健施設の利用を認めることにより、痴呆性老人対策の充実を図る。

老人保健施設への入所は、その症状の程度により老人保健施設での処遇が適当と認められる者に限り、その場合の療養費については、医療保険各法から支給する。

2 対応の必要性

その症状の程度により老人保健施設での処遇が適当な場合が存在する。

老人保健審議会老人保健施設部会においても、関係者ヒアリング等で初老期痴呆の対応が指摘されている。

患者の家族の会などからも強い要望が出されている。

3 対応の仕組み

老人保健法に当分の間の措置として老人保健施設の利用対象者の特例規定を設ける。

療養費の支給は次による。

- ・医療権限各法の保険者が支給を行う。
- ・支給額は老人保健施設療養費と同額とする。